明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（七〇）　九
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（七一）　一六
○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（七二）　一七
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（七三）　二五

〔政　令〕
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（三二七）　三
○文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三二八）　三
○スポーツ審議会令（三二九）　三六
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（三三〇）　三七
○国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三一）　三九
○自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（三三二）　四三
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三三）　四四
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三三四）　四四
○独立行政法人農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令（三三五）　五六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（三三六）　五七
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三七）　五七
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三三八）　五九

〔府　令〕
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）　六二

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　六二
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務二）　六二

〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（総務七八）　六三
○経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令（総務・経済産業二）　六三
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務七二）　六三
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（厚生労働一四二）　六四
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（国土交通七〇）　六四

〔規　則〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委一四）　六四

〔告　示〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件の一部を改正する件（国家公安委・金融庁一）　六五
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第五条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件（国家公安委・金融庁・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　六五
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号トの規定に基づき、書類を指定する件（同一）　六六
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第五条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件の一部を改正する件（同三）　六七
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号トの規定に基づき、書類を指定する件の一部を改正する件（同四）　六七
○通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準を定める件（総務三一四）　六八
○認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件（同三一五）　六八
○認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件（同三一六）　六八
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける和平等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（外務三二三）　六八
○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（財務三〇二）　六七
○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（同三〇三）　六七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。